

### 「送達場所等届出書」の提出について

- 1 この事件に関し、あなたが裁判所から送達される書類を受け取る場所（送達場所）を、同封の「送達場所等届出書」に記載し、当裁判所に提出してください。
- 2 「送達場所等届出書」には、送達場所のほか、あなたとその送達場所との関係（自宅、勤務先など）を記載し、署名押印の上、提出してください。送達場所がアパートなどの場合は、アパート名、部屋番号まで、勤務先の場合は、社名、店名まで正確に記載してください。

なお、送達場所は日本国内に限ります。

- 3 送達場所が、あなたが普段いない場所（実家など）である場合は、実際に書類を受け取る人（送達受取人）の氏名も記載してください。

あなたから「送達場所等届出書」の提出があった場合、本件に関して送達される書類は、原則として「送達場所等届出書」記載の送達場所又は送達受取人にあてて送達されます。

- 4 ご不明の点は、当裁判所の担当書記官までお問い合わせください。

注意◇ 送達受取人に対して送達が行われると、たとえあなたにその書類が渡らなかったとしても、あなたに対して送達があったものとみなされて手続が進行しますので、事前に必ず送達受取人の承諾を得るなど、注意してください。

また、届け出た送達場所又は送達受取人に関し変更が生じた場合は、必ずその旨を書面で届け出てください。

以上の届出等を怠ると、現実にはあなたが裁判所からの書類を受け取っていないとしても、あなたが書類を受け取ったものとみなされて手続が進行し、あなたの知らないうちに事件が終了してしまうこともあります。

〒010-8504 秋田県秋田市山王七丁目1番1号

秋田地方裁判所民事第2部

電話 018-803-6650

令和 年 月 日

秋田地方裁判所民事第2部 御中

### 送達場所等（□変更）届出書

1 事件番号 令和 年（配子）第 号

2 申立人 \_\_\_\_\_

相手方 \_\_\_\_\_

上記の事件について、裁判所から送達する書類は、次の場所に送達されるよう（□変更）届出します。

3 送達場所〒 \_\_\_\_\_ (TEL \_\_\_\_\_ )

4 上記の場所と本人との関係 住所  
就業場所（勤務先）  
その他（ \_\_\_\_\_ ）

5 送達受取人の氏名（本人以外の場合）

氏名 \_\_\_\_\_

本人との関係 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印